

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号													
大規模小売店舗の名称及び所在地	ハローズ高松春日店（南側敷地） 高松市春日町893番1ほか													
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 141台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 141台</td> </tr> </table> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 89台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 89台</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 5箇所</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 4箇所</td> </tr> </table> <p>※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>		変更前	位置 別図のとおり 収容台数 141台	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 141台	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 89台	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 89台	変更前	位置 別図のとおり 5箇所	変更後	位置 別図のとおり 4箇所
変更前	位置 別図のとおり 収容台数 141台													
変更後	位置 別図のとおり 収容台数 141台													
変更前	位置 別図のとおり 収容台数 89台													
変更後	位置 別図のとおり 収容台数 89台													
変更前	位置 別図のとおり 5箇所													
変更後	位置 別図のとおり 4箇所													
変更年月日	平成23年11月15日（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項） 平成23年3月15日（大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項）													
変更理由	市道春日町22号線が廃止となり、駐車場及び駐輪場の配置を変更したため。													

2 届出年月日

平成23年3月14日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年3月18日（金曜日）から同年7月19日（火曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成23年7月19日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

ハローズ高松春日店(南側敷地)

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ